



移住支援金制度

東京23区に在住または通勤している方が勝浦市に移住し、
該当する“働き方”をしている方へ支給をします。

支給額



世帯：**100万円**

もしくは

単身：**60万円**

さらに!



お子さんも一緒に移住

100万円

18歳未満の



交付対象者



01

東京23区内に在住 または 東京圏（神奈川県、東京都、埼玉県の条件不利地域を除く）に
在住し東京23区内へ通勤・通学をしている

YES

02

上記01の在住または通勤・通学の期間は
住民票を移す直前に連続して1年以上である

YES

03

上記01の在住または通勤・通学の期間は
直前10年のうち、通算5年以上である

YES

04

申請時点で、転入後3ヶ月～1年以内である

YES

05

申請日から5年以上継続して居住する意思がある

YES

裏面へ
続きます。

06 移住後、以下1～4のいずれかの働き方に当てはまる。

働き方 1 就職

チェック

- 就業先は「千葉県地域しごとNAVI」に掲載された求人である。
- 勤務地は千葉県内の条件不利地域である。
- 就業先は3親等以内の親族が経営する法人ではない。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。
- 申請から5年以上在職する意思がある。
- 申請時において連続して3か月以上在職している。
- 転勤や出向などによる移住ではない。

働き方 3 関係人口

チェック

- 勝浦市の「特定創業支援等事業」（ワンストップ窓口、創業塾）を受けた後、勝浦市で創業した。

※「特定創業支援等事業」の受講については勝浦市商工会（0470-73-0199）へお問い合わせください。

- 地域の担い手として、次のいずれかに就業している。【農業、漁業、空き店舗による起業、家業を承継（個人事業に限る）】

※上記の就業条件と併せて、支給対象要件に該当していなければなりません。支給対象要件については、市HP等の移住支援金事業支援金交付要綱を確認してください。

注意事項

- ・返還の要件に該当する場合、支援金を返還していただきます。
- ・本書に記載した交付要件のほか、市税等の滞納がないこと、過去に同種の交付を受けていないことなどの要件があることから、事前にお問合せください。

働き方 2 テレワーク

チェック

- 在職する企業からの命令ではなく、自らの意思による移住である。
- 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- 会社からテレワーク交付金の取組みによる資金提供を受けていない。
- 会社から「通勤手当」を受けていない。
- 企業等に無期雇用されていて、週20時間以上のテレワーク業務（原則、完全テレワーク）である。

働き方 4 起業

チェック

- 申請日までの1年以内に千葉県産業振興センターから「地域課題解決型起業支援事業補助金」の交付決定を受けている。

※「地域課題解決型起業支援事業補助金」については千葉県産業振興センター活性化支援室（043-299-1078）へお問い合わせください。

※申請に必要な書類、要件等の詳細は勝浦市ホームページをご覧ください。

移住支援金制度のHPはこちらから
<https://www.city.katsuura.lg.jp/page/1437.html>



お問い合わせはこちら

勝浦市企画課 移住・定住支援係

移住・定住相談窓口

住所 | 〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343-1勝浦市役所4階

電話 | 0470-62-5095

メール | izyuu-k@city-katsuura.jp

受付日 | 平日（年末年始を除く） 受付時間 | 8:30～17:15

お問い合わせフォームはこちらから

<https://www.katsuura-iju.org/contact/>



勝浦の移住最新情報は移住・定住ポータルサイト & SNS「日々、かつうら」をチェック！

